



## 「住民税均等割のみ課税世帯」及び「低所得者の子育て世帯」への給付金に係る補正予算の専決処分について

物価高騰により厳しい状況にある「住民税均等割のみ課税世帯」及び「低所得者の子育て世帯」に対し、生活を支援するための給付金を速やかに支給できるよう、令和6年1月18日付けで補正予算を専決処分した。

### ○ 低所得世帯への給付金の概要

#### (1) 給付対象世帯

①	住民税均等割のみ課税世帯	令和5年度住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯（住民税非課税世帯を除く）
②	低所得者の子育て世帯	「令和5年度住民税均等割非課税世帯」及び「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」に属する18歳以下の児童

#### (2) 給付額

①	住民税均等割のみ課税世帯	1世帯当たり 100千円
②	低所得者の子育て世帯	児童1人当たり 50千円

#### (3) 事業費

①	住民税均等割のみ課税世帯	400,000千円	100千円×4,000世帯
②	低所得者の子育て世帯	150,000千円	50千円×3,000人
合計		550,000千円	

※財源は全額、国庫補助金

#### (4) 支給予定時期

- ・令和6年1月18日 専決処分により予算措置
- ・令和6年1月25日 対象世帯へ支給案内を送付開始
- ・令和6年2月 1日 給付金の支給開始
- ・令和6年5月31日 申請受付終了

#### (5) 支給方法

住民基本台帳及び課税情報に加え、給付金振込口座及びマイナンバーの情報を活用し、プッシュ型により迅速な支給を行う。